

第1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は、下記のとおりいずれも早期健全化基準を下回っており問題なく、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率名	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	12.86
② 連結実質赤字比率	—	17.86
③ 実質公債費比率	8.3	25.0
④ 将来負担比率	15.2	350.0

(注)「—」の表示は実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は前年度から引き続き、マイナス数値(黒字を意味するので「—」と表示)となっており、早期健全化基準の12.86%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は前年度から引き続き、マイナス数値(黒字を意味するので「—」と表示)となっており、早期健全化基準の17.86%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は8.3%と前年度より0.2ポイント下降しており、早期健全化基準の25.0%と比較しても、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は15.2%と前年度に比べ7.1ポイント下降しており、早期健全化基準の350.0%と比較しても、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 湖南省経営健全化資金不足比率等審査意見書

第1 審査の概要

この経営健全化資金不足比率等審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は、下記のとおりいずれの会計も経営健全化基準を下回っており問題なく、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められる。

記

(令和3年度決算に基づく資金不足比率)

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業規模を算定
水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業規模を算定

(注)「—」の表示は実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

令和3年度の実質的な資金不足額は発生しておらず、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。